

令和3年4月19日

それでは県民の皆さんに緊急警戒宣言について、呼びかけをさせていただきたいと思えます。

(資料を掲示) 今回4月20日から5月5日まで短期集中で取り組む緊急警戒宣言を発出させていただきたいと思えます。その主な理由は、重症者が増加をしている、急増しているということです。重症というのはもうまさに県民皆さんの命に直結をします。さらに、重症の患者の方が、これ以上さらに増えていってしまうと、重症の患者の方を対応するには人員も、例えばICUなどの設備もたくさんかかります。それがどんどん増えていってしまうと、初等中等症の、軽症のコロナ患者の方も含め、またコロナ以外の通常医療にも影響をおよぼしかねない、そういうような状況にあるということで、この命に直結する重症者の急増、これを何とか抑えていく、そのためには、入口の感染者自体を抑えていくということが重要であるということ。

もう一つの今回緊急警戒宣言を出させていただく主な理由は、第3波の教訓です。第3波は、年末にかけて少し新規感染者が減ったんですけれども、年末年始の帰省、移動、こういうものを抑え込むことができなかったことで、第3波は、高く長くなってしまいました。今回、今下がってるという局面ではないんですけれども、この波を高く長くしない、低く短くする。そのためにここで、短期集中で県民の皆さんにご協力をいただきたい。そういうことで、緊急警戒宣言を出させていただきます。県民の皆さんの命を守る、それから医療提供体制をしっかりと維持をする。そういう想いで宣言を出させていただきます。

(資料を掲示) それでは順次、説明をさせていただきますけれども、直近の感染状況ですけれども、ここにありますとおり、この1週間大体こういう形になっています。そして特にこの重症者のところが非常に増えているということです。

病床の、この50%を超えているということ、これ当然危機感があるところなんですけれども、若干この局面が変わっていて、ウエイトを転換していただきたいのは、今までのように単純に病床50を超えたということではなくて、今変異株で急拡大していて、重症化もどんどん増えていっている。そちらに非常に課題があるということなんです。

この資料にはないんですけど、皆さんにお配りしている今日の本部員会議の、資料1の、12番目のスライドを見ていただきたいんですけども。これはですね、緑色の折れ線が病床占有率で、赤い点線が重症の病床占有率なんですけども、第2波のときは、緑色の線がぐっと上がったのから、1ヶ月ぐらいして赤い線、赤い点線が上がっていると思うんですね。

さらに、緑色の線が下がってる局面で、赤い線が上がっているという状況なので、通常、重症化が急激にするものでなければ、最初軽症や中等症で入った人が、だんだん重症化していった重症病床に行くという形になるので、一定想定がつくわけなんですけれども、さ

らに、前の時はこの病床全体が下がっている局面で、重症が上がっているのに、コロナ対応の方々の中で、人員とか設備で対応できるという状況でしたが、今見ていただきますと、病床占有率も上がっている中で重症者用も上がっていて、かつ重症者用の方が角度が高いというような状況なので、コロナ対応以外の医療も逼迫する可能性があるということと、急激に重症化するという、容体が変化するという事なので、これの変異株になってきて、少し局面が変わっているんで、メディアの皆さんも大半がこっちの重症のことを、重きを置いていただいているんですけども、ぜひ県民の皆さんによく理解いただくという観点からも、ウエイトが変わってきているということにはぜひご理解いただきたいと思っています。もちろん、こっちの50%を超えているということも、危機的な状況であるのは間違いありません。

続いて第3波の教訓なんですけど、ちょっとこれ見にくい資料ですけども、このブルーの波が、というかこの棒グラフですけど、これが第2波の時のやつなんです。第2波は一応こういう形で下がってるんですけども、こう終わってるんですけども。

オレンジ色の第3波なんですけど、第3波は1回下がりかなと思ったら、また増えて長くなっていったということで、これがちょうど年末年始なんです。年末年始なんです。

ここを抑え込めなかったんで、波がまた高くなって、そのさらに長くなったということがありますので、今回こういう下がっている局面ではないですけども、ここを抑えきることによってその波を高くしない、そして長くしないということを考えて、第3波の教訓からも、今回、先手先手で緊急警戒宣言をやらしていただくということになります。

直近の状況で、今申し上げましたとおり、変異株201件出ています。感染力が強く重症化しやすいという指摘があります。クラスターの中にも、変異株感染者もあり、変異株の感染症の方で亡くなられている方もおみえです。

そして、今回の対策をお願いしていることの肝の関係するところはいくつかありますけども、県外が14%、それから直近までは20%を超えていた、そこから家庭内感染とかに繋がっているわけですけども、事業所におけるクラスターが複数発生をしている、直近発生しているクラスターの半数以上が事業所だと思えます。

こういう形ですね。今度またここから家庭内感染に繋がっている、外国人住民の方の感染事例が多数、またここから家庭内感染に繋がっているというような状況です。

そこで県民の皆さんにお願いをしたいのは、まず特措法に基づきまして、特措法に基づきまして、県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除いて避けていただきたい。それから、飲食は少人数、短時間でお願いをしたい。

ここは、特措法ではありませんけれども、県外への通勤で可能なら、特にまん延防止等重点措置などが出ている大阪、愛知などへの通勤で、テレワークが可能ならぜひテレワークを活用していただきたい。

それから県外の皆様にも、生活の維持に必要な場合を除いて、なるべく本県への移動は避けていただくようご協力いただきたいということです。

そして帰省についてであります。

特に感染が拡大している地域との帰省の往来、三重県に帰っていただく場合も、三重県から帰っていただく場合も、こういうまん延防止等重点措置の出ている区域などとの帰省の往来は、できる限り避けていただきたいと思います。

それ以外の地域の帰省においても、移動前から感染防止対策を徹底する。飲食とかですね。大人数長時間の飲食には参加しないとか、体調が悪い場合は、その帰省自体を避けていただく。こうした要請を、三重県に戻ってくるという方がご家族とかご友人でいらっしゃいましたら、ぜひお伝えをいただきたいと思います。

実は第1波のときも第2波のときも、帰省のことをこれに近い形でお願ひしましたが、第3波のときは、帰省のことについては一瞬立ちどまって考えてくださいとか体調管理をしてくださいという言い方をしていました。

そこでうまく止めきれなかったというのもありますので、少し大変心苦しいですが、こういう形で帰省についてお願ひをさせていただきます。

(資料を掲示)そして今回のまさに肝の1つ。ここの肝のページですけれども、これいずれも特措法に基づく要請です。

まず、事業所。事業所です。事業所において、クラスターがかなり発生をしていますので、その事業所の皆さんに、居場所の切り替わり、居場所の切り替わりというのは、食堂や休憩室、喫煙所、こういうところでの感染防止対策も徹底をしていただく。事務所や工場だけじゃなくて、こういうところの感染防止対策もさらに強化をしていただく。

さらに、社員の寮や共同生活や懇親会、こういうような勤務時間外も含めて、感染防止対策の周知徹底をお願いしたいということ。

飲食店におきましては、一応飲食は、直近1週間、飲食由来が11%で、少し軽減をしてきておるところでありますけれども、感染防止対策を引き続き徹底をしていただきたいと思います。

そしてここにあります、外国人の生徒のいる教育機関、あるいは雇用している事業所においては、この生活や文化の違いをふまえて、丁寧に感染防止対策について周知をお願いしたいと思います。この外国人の方々の関係するところも、特措法に基づくお願ひであります。ぜひ、こういう形で徹底をお願いしたいと思います。

それからその他事業者の皆様には、安心みえるラインを活用して、特にカラオケとか、接待を伴う飲食店でクラスターが三重県や全国で発生していますので、そういうところでのその後の感染拡大を防止するために、接触者などを特定したいので、利用者名簿の作成とか、連絡先の把握をぜひお願いしたいと思っています。

あとはオンライン会議、あるいはテレワークの推進などがあります。

それから県民の皆さんに様々なお願ひをいたしますので、県として実施する対策についても、強化をまいります。

1つは、宿泊療養施設の新たな確保です。これもうすでに随時進めておりますけれども、

新たな確保。さらに第3波のときも1回やりましたけれども、例えば40歳、基礎疾患なし、そして無症状で、症状が軽快しているとみられるというような方については、宿泊療養施設に直接行く。しかし何かあった場合には、面倒を見る医療機関をしっかりと事前に決めておくというような形で、宿泊業施設のさらなる活用を行うということ。

それから重症患者の受け入れ体制、病床は確保していただいているんですけども、人員体制のことがあるので、いつ使うことになってもいいように体制整備をお願いするということです。

それからワクチンの支援、それから相談体制の確保、それからここですね。ここも少し検査のことも、局面をちょっと変えてきています。

つまり、今までであれば「感染者の人が出ました、接触者の人がこの範囲ですね、でもそれよりも少し、念のため広く検査をしておきましょう。」という形を今まで取ってきたわけですが、その特定が終わらずとも、今回変異株が非常に感染力が強いので、ここは拡大すると、より広がる恐れがあるのでもう一気に、接触者の特定とかが終わる前にもうズバツと検査を、たくさん機動的に戦略的にやっていこうと。ということができる検査体制を強化していくということで、変異株、先ほど重症の、病床のとらえ方の話も言いましたけれども、これ変異株で局面が変わってきているという中で、対策も変えていくということです。クラスター対策も早期に介入をしていく。それからスクリーニング検査、外国人の方への周知徹底。

そして飲食店。三重県では飲食店の方の感染防止対策が不十分なことによる、それに起因するクラスターというのは、今のところありません。けれども、やはりマスクを外す場面にもなりますし、そのリスクがある場面でもありますので、あらためて飲食店の皆さんとともに感染防止対策に取り組みたいという観点から、まず感染防止策の確認、現地確認をやりませう。

これは新規に開業を予定している店舗と、それからカラオケや接待を伴う飲食店などの感染リスクが高いと考えられる店舗、約900店舗ですけれども、それを4月に、店舗を訪問して確認をやりませう。

それから5月中にも取り組みを開始しますが、認証制度をやりまして、安心できる飲食店という形で進めていきたいと思ひませう。

それから事業所でクラスターが多数発生していますので、事業所の感染防止対策が適格かどうか、それについてアドバイザー派遣、それから対策を取り組み支援するというのを5月中にもスタートしたいというふうには考えています。

以上、申し上げましたけれども、変異株が従来株と置き変わりつつある現状において、この重症者が急増していること、それから第3波の教訓という形から、今回本当に県民の皆さんにまた心苦しいお願いをしなければならないんですけれども、これをいち早く押さえ込んで、また少しでも楽しい春、夏を迎えていけるように、皆さんとしていきたいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひませう。

私から以上です。